

令和7年5月15日

関係団体の長 殿

労働災害防止団体の長 殿

広島労働局長

職場における熱中症対策の強化について

日頃から労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年の熱中症による労働災害発生状況（全国）は、速報値で死傷者数1,195人、死亡者数30人となっており、近年は、熱中症による労働災害で毎年30人以上が死亡している状況にあります。

厚生労働省においては、職場における熱中症予防対策を徹底するため、毎年5月から9月まで「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、熱中症予防対策の啓発を図っているところですが、近年の熱中症による死亡労働災害の高止まりを受けて、この度、熱中症の重篤化防止を目的に、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」を事業者に義務付ける労働安全衛生規則の改正を行い、令和7年6月1日に施行することとなりました。

つきましては、別添1 熱中症対策強化リーフレット、別添2 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット及び下記の熱中症対策の重点項目の徹底について、関係事業場並びに関係者に御周知等いただきますよう、特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、当局においては、改正労働安全衛生規則の内容を周知するため、別添3 説明会案内文のとおり、オンラインによる説明会を実施することとしておりますので、併せて同案内文の周知等についても御協力をお願い申し上げます。

記

（熱中症対策の重点項目）

- 1 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。

- 2 熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと。
- 3 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと。

(※) 別添1 熱中症対策強化リーフレット (URL) https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/002238733.pdf	
(※) 別添2 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット (URL) https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/002238931.pdf	
(※) 別添3 説明会案内文 (URL) https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/002239570.pdf	

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員
への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業主に義務付けられます。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

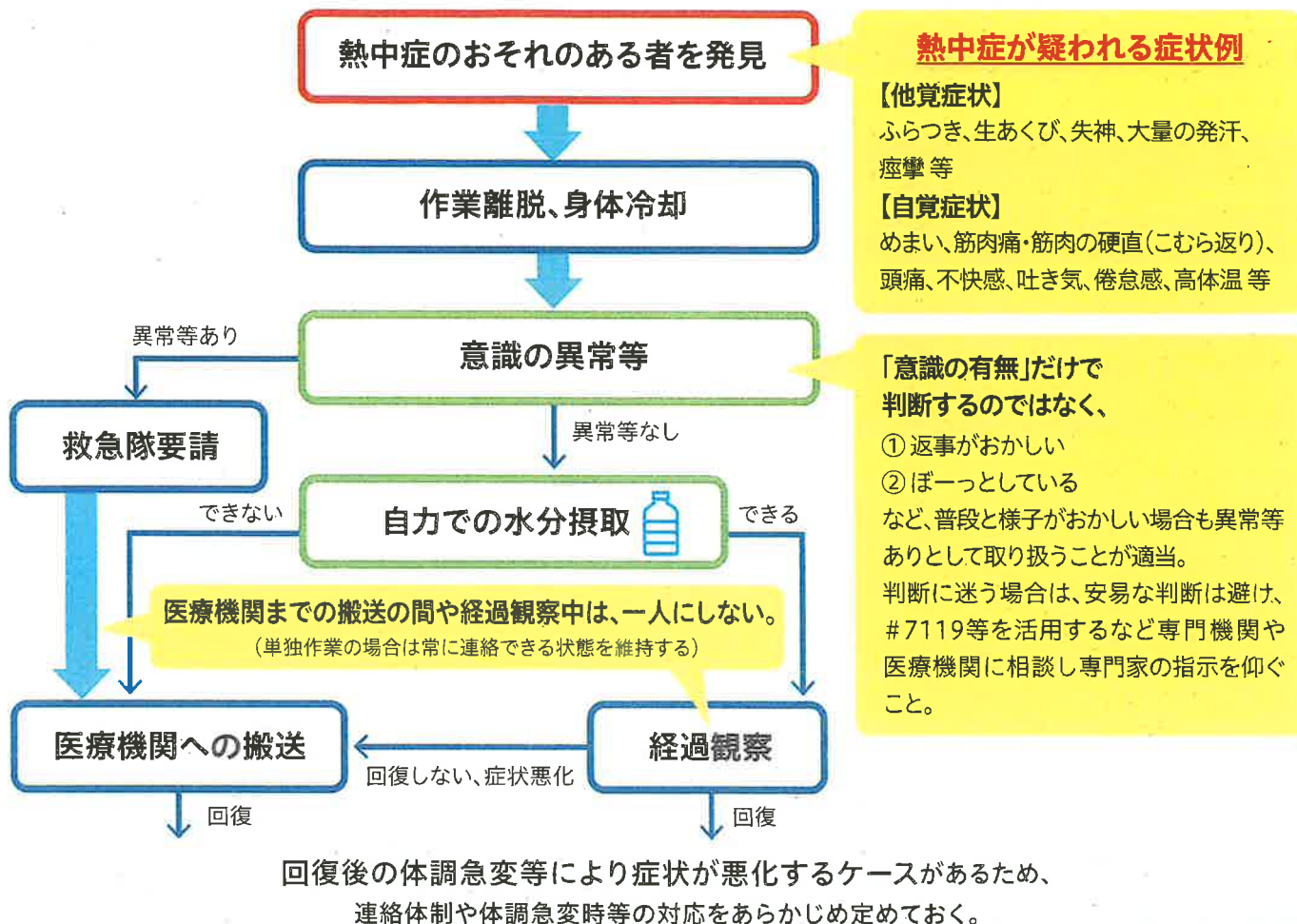
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

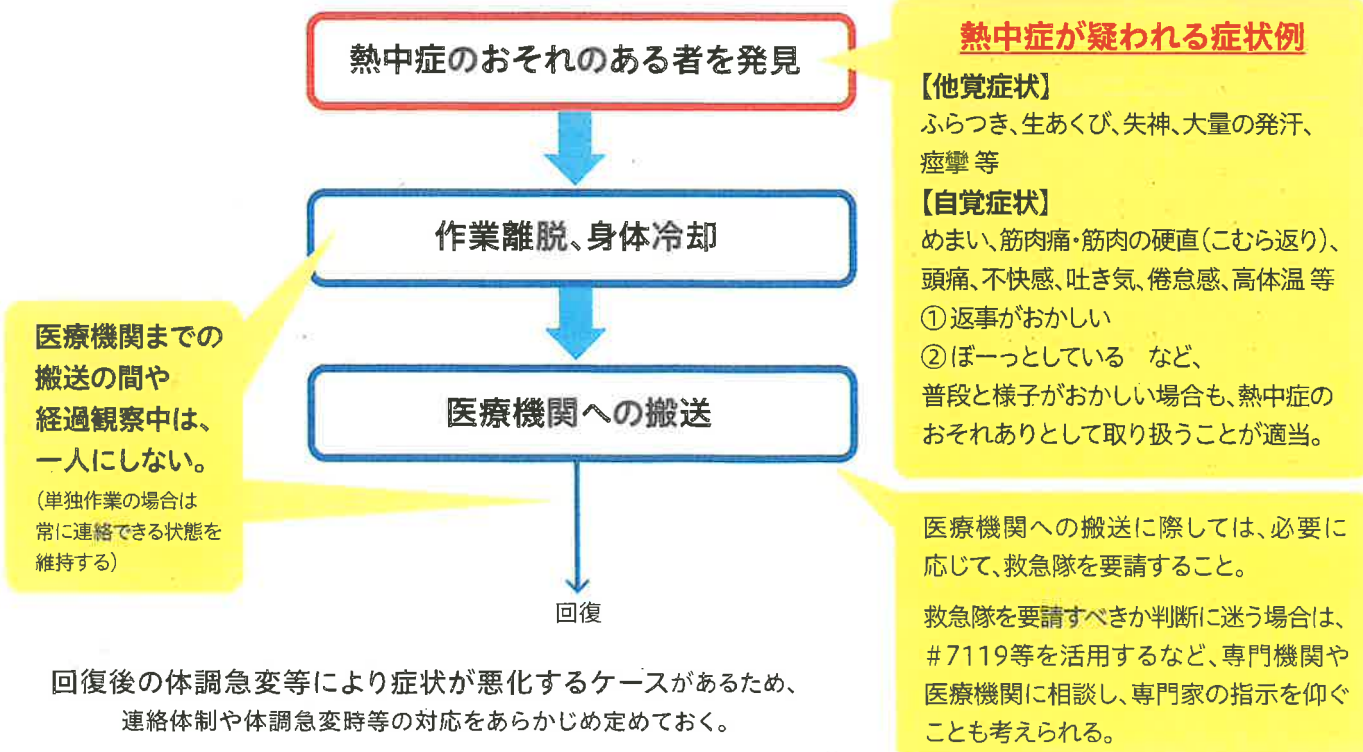
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。





熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底

少しでも本人や周囲が異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却

※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

熱中症対策説明会

職場における

令和7年6月1日に

「熱中症対策の強化に係る
改正労働安全衛生規則」

が施行されます！

参加無料

事前申込制
定員100名

熱中症対策の基本的な考え方



現場における対応

「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」
が事業者に義務付けられます。

開催内容

1

職場における熱中症対策の強化について
(改正労働安全衛生規則の内容ほか)

講師：広島労働局健康安全課 担当官

2

熱中症の予防と発生時の適切な対応

講師：広島産業保健総合支援センター 産業保健相談員

日時

令和7年5月30日（金）
14:00～（約1時間20分）

場所

Zoom（Meeting）を
利用してのオンライン開催

【申込方法】

裏面に記載の受付サイ
トを検索、または、
右記QRコードより
お申し込みください。

【お問合せ先】

広島労働局健康安全課
担当 竹林 神原
電話：082-221-9243



広島労働局・広島産業保健総合支援センター

参加者のみなさまへ

説明会等受付サイトからの申込み方法

※ ドメイン設定（受信拒否設定）をされている方は、受付完了メールが受信できません。あらかじめ、ドメイン設定を解除していただくか、受付サイトのドメイン「@roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp」を受信リストに加えていただきますようお願いいたします。

説明会への参加申込みは、以下①～⑥の手順で受付サイトから行ってください。

① 「労働局 受付サイト」で検索し、下記サイトをクリック

労働局 受付サイト

検索

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

トップ | 労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト - 厚生労働省

② 受付サイトで開催地から探す

③ 参加対象の説明会を探す

④ 参加説明会の内容を確認する

⑤ 参加フォームに入力、送信する

⑥ 申込み完了後、受付サイトから「受付完了メール」が届きます。